

平成17年度事業推進状況 (平成17年度)

項目

業務

内容

客

第1号事業

総件数 2, 115件 (相談者数 1, 221名) 月平均 約176件

(1) 電話相談 (手紙、FAX、 メールを含む)

4月	111	8月	164	12月	164
5月	155	9月	211	1月	163
6月	247	10月	203	2月	142
7月	211	11月	191	3月	153

被害状況別

年度	総件数	相談者数	内												
			殺人	強姦	強姦被害	他の性被害	暴行	虐待	DV	ストーカー	交通事故	肉体的被害	その他の被害	死別	その他
H17	2,115	1,221	312	103	98	53	289	3	41	42	403	207	99	71	355
H16	1,715	1,239	133	145	102	47	240	11	49	75	233	225	40	33	382
H15	1,898	1,365	95	179	114	66	332	11	72	122	207	190	60	23	377
合計	5,728	3,854	540	517	274	196	861	25	162	239	843	622	206	127	1,114

相談結果

2, 115件中

助言等

(1, 882件)

面接引継

(30件) ※ 内、自助グループ加入 (11件)

(203件)

内訳

- ・ 弁護士関係 69
- ・ 東京都相談関係機関 46
- ・ 警察 21
- ・ 他府県支援組織 8
- ・ 医療機関 7
- ・ 検察庁・裁判所 6
- ・ 精神保健関係 5
- ・ 福祉関係 0
- ・ その他民間相談機関 41

男女別相談人員

男性 457名 (約38%)、女性 758名 (約62%)、不明6名

相談実施時間

総実施時間 (電話のみ 1, 833件) 21, 074分 (約351時間)
平均実施時間 約11分/回

(2) 面接相談 (カウンセリング)

総件数 339件 (相談者数 85名 ~ 男 18名、女 67名)

4月	16	8月	29	12月	19
5月	32	9月	42	1月	24
6月	40	10月	15	2月	23
7月	42	11月	30	3月	27

面接相談については、電話等による相談内容から判断して、比較的重い精神的被害等を受けて、カウンセリングの必要性が認められる被害者・遺族に対して実施している。

被災者別
実施状況

年度	被害者数	A						B (件数)							
		殺人	強姦	強姦	他の性被害	暴行被害	虐待	DV	スリ	交通被害	財産的被害	その他被害	強制入	その他	
H17	236	85	99	21	3	2	40	0	6	30	125	0	4	4	3
H16	330	116	40	30	71	0	31	0	15	24	100	1	4	4	4
H15	450	122	10	99	117	21	66	9	53	31	20	5	7	2	11
合計	1,127	323	157	156	181	23	137	9	74	85	245	6	15	12	18

相談結果
(85名中)

- ・ 面接継続中 24名 (内、自助グループ加入11名)
- ・ 最終 61名

相談の端緒
(85名中)

- ・ 電話相談 31名
- ・ 警視庁犯罪被害者支援室から 20名
- ・ 来所者 7名
- ・ 昨年度からの継続 27名

カウンセリング
の 効 果

ケース1 性犯罪被害者 (本人：20代女性)

8ヶ月前、自宅に侵入してきた男からスタンガンをつきつけられ、被害にあった。警察からの情報提供を受け、被害者と連絡をとる。

「日常生活にそれほど大きな支障はないが、不安感が残っており、困っていることもあるので相談したい」との希望で、面接相談を実施した。

「ちょっとしたことでも落ち込んでしまう」、「加害者に似た人を見ると気持ちが不安定になる」、「被害にあつた家からは引越したが、ひとりででは暮らせず友人と同居している」、「誰もいない家に帰つたとき、包丁を片手に家の中を点検しないと気が済まない」、「眠りが浅く体温調整がうまくいかない」等と事件後に起きている様々な変化を話した。

事件直後から周囲に支えられつつ頑張つて生活している様子が見えしたが、回復にはまだ時間がかかると思われた。「無理せず、自分の気持ちが大切にしながらかつて生活し、今後も継続的に相談するようにと伝えたところ、少しほつとしたような表情を見せた。

今後は刑事裁判の経過も踏まえつつ、支援を続ける予定である。

ケース2 交通死亡事故遺族 (被害者の長女：30代女性)

父親をひき逃げ事故で亡くした。遺族から、刑事裁判についての電話相談があつたことから、面接相談、裁判への付添い支援等を実施した。刑事裁判が終了し、遺族も自分の仕事に戻り損害賠償は弁護士に依頼したため、支援は一端終了した。

事件から3年経つて、遺族から民事裁判についての問い合わせがあつた。その中で「何もやる気がおきず、なかなか以前のようないつに戻れない」と現在の心情を話したため、再度、支援を行う必要性を感じ、面接相談を実施した。

面接では、「事件後は体調を崩しやすく、2ヶ月に一度熱を出しているし、過食気味になつている。心療内科に数回通つたが、葉だけ話聞いてくれないので、やめてしまった。また、『自分が一緒にいれば父親の事故を防げたのではないか』という事件に対する不安感が強く残っており、家族が同じような被害にあつたら…という不安感も抱え、仕事や外出もままならない』等という状況が語られた。遺族は今まで自分ひとりで抱えていた喪失感や不安感を話すことが

出来、ほっとした様子であった。復職を目標に、継続的に面接相談を実施予定。

相談実施時間

総実施時間 29, 322分 (約 489時間)
1回平均時間 約86分

第2号事業

被害者への直接的支援事業

平成13年4月から本実施を開始し、警察署、病院及び裁判所等への付添い、自宅訪問などの支援を行っている。

支援対象

総件数 41ケース

殺人	16	その他の身体犯	2
強盗	3	交通被害	9
性被害	4	その他	3
傷害	4		

支援状況

年度	支援回数	裁判所付添い	公判傍聴	検察庁付添い	警察署付添い	自宅訪問	関係機関付添い	病院付添い	その他
H17	190	15	46	1	2	7	37	7	75
H16	280	38	22	0	2	12	13	6	170
H15	302	64	6	17	3	5	10	5	172
合計	775	157	74	18	7	24	60	18	417

※その他は、関係機関との連絡調整や電話連絡等である。

ケース1 殺人事件遺族(被害者の母親:30代女性)

2週間前、自宅で長女を刺殺される。警察からの情報提供を受け、遺族に対する自宅訪問を実施した。

遺族は「恐怖感はあるが、娘がいらないという現実感はいくつかわかない」と話すとおり、被害直後の麻痺状態にあると見受けられた。被害後起きてくる様々な症状、安心できる環境で無理せず少しずつ対処していくこと等を伝え、継続的な支援を約束した。

マスコミへの対応や刑事手続に関する情報提供のために、弁護士による支援が必至と思われたため、弁護士に協力を依頼する。担当弁護士による遺族への自宅訪問も複数回実施されている。

当センターでの定期的な面接相談では、日々の生活や刑事手続の中で感じる恐怖感や不安感とともに、仕事が出来なくなり退職したため、生活面の悩みも語られる。遺族の心情を受け止めつつ、日常生活に対応していきけるよう、情報提供や助言も行なっている。また精神科での受診を勧め、初診の際には支援員が付添い支援を実施した。今後とも面接相談を継続し、裁判付添い等の直接的支援も実施予定である。

ケース2 殺人・死体損壊事件遺族(被害者の母親:50代女性)

長女(外国人女性)が薬物を飲まされ殺害される。事件から半年後、訪日した遺族と面会する。

遺族は「娘が死んだことがまだ信じられない」と事件を受け入れられない心持や、家族関係の悪化、マスコミからの二次的被害等、事件後の辛さを語った。被害後起きてくる様々な症状や日本の刑事手続について説明し、今後出来る情報提供等について伝え、Eメールでの連絡を約束した。

支援内容

その後は、警察、検察庁、弁護士会、大使館等と連絡をとりながら、刑事裁判を傍聴し、その内容をメモールで伝える形でサポートを続けた。手続自体が自国と異なっていることで、遺族が不安感や疑問を抱えることもたびたびあり、その都度答えたり、関係機関と連絡をとりながら対応してきた。また、意見陳述のため来日するにあたり、日程調整や遺族の希望を伝えるなど、関係機関との橋渡し役を行った。「事件のことで日本が嫌いになったが、温かい支援を受けたことでその印象が変わった」と、遺族から感謝の言葉をいただいた。今後は、意見陳述の際の付添い支援等を行なう予定である。

第3号事業
犯罪被害者等給付金の補助

電話相談や面接相談の際に犯罪被害者等給付金申請について説明を行ったり、関係機関への付添い等の支援を行なっている。

17件実施

第4号事業
被害者自助のグループへの支援事業

犯罪被害者の遺族（交通死亡事故を含む）が、お互いの苦悩・悲しみを語り合うことにより、精神的苦痛や悲嘆を乗り越えていくことを目的とした「自助グループ」活動及び自助グループ結成希望者に対する支援を行っている。

支援実施状況

- 1 犯罪被害者遺族自助グループ交流会（会員40名）
 13回実施
- 2 遺族の手記の編集（寄稿：11名）
- 3 犯罪被害者支援キャンペーン、全国犯罪被害者支援フォーラム、市原刑務所における教育的処遇プログラムの講師等
- 4 警察署等での講演活動の連絡調整

今後の計画

精神的苦痛を共有する遺族や被害者同士が、相互の苦悩・悲しみについて語り合うことにより、精神的苦痛が緩和される効果が認められることから、地域における自助グループ結成等の支援活動及び他の自助グループとの交流会を引き続き推進していく。また、被害者の声を社会に広く伝えるために、講演活動等も積極的に調整していく計画である。

第5号事業
関係機関の連携・団体による被害者支援事業

被害者支援活動の推進に当たって、協力関係を築いている関係機関や団体は以下のとおりであり、引き続き連携を強化するとともに、新たな機関や団体との協力関係を構築して拡充を図っている。

- ・ 警視庁犯罪被害者支援室
- ・ 東京都犯罪被害者支援連絡会参加機関（都庁関係等）
- ・ 全国被害者支援ネットワーク加入団体（40団体）
- ・ 東京地検被害者相談室
- ・ 東京地裁事務局総務課（公判傍聴関係）
- ・ 東京三井護士会
- ・ まつしま病院（産婦人科）
- ・ クボタクリニックス（精神科）
- ・ 内藤クリニック（精神科）
- ・ 東京女子医科大学病院（精神科）

- ・ 東京医科歯科大学難治疾患研究所内「心的外傷ケアユニット」
- ・ 全国犯罪被害者の会

第6号事業

(1) 相談員の養成・研修

センター職員の支援能力の向上及び直接支援に向けた法令・実務能力の修得を図るため、相談員等研修を実施中である。

- ・ 部内研修 23回実施
- ・ 相談事例検討会 66回実施
- ・ 部外研修 5回実施
- ・ P T S D 国際シンポジウム 1回
- ・ 被害者支援フォーラム 1回
- ・ 全国被害者支援ネットワークワークショップ研修会 3回

(2) ボランティアアア養成・研修

直接的支援活動と相談業務の拡充を図るため、ボランティアアアを養成し、採用している。現在、24名がボランティアアア登録しており、継続的に研修を続けている。
ボランティアアア研修 45回実施

第7号事業

被害者の実態等に關する調査研究事業

- 1 被害実態の調査研究
- 2 被害者支援専門の大学教授や民間団体関係者等による研修
- 3 アメリカ・イギリス(被害者支援先進国)等の支援活動の研究
- 4 英国視察研修(10月10日～16日)
視察先: 英国 VS 本部(ロンドン)、VS ランベル支部(ロンドン)、VS マンチェスター支部、マンチェスター警察
- 5 相談事案の事例検討

第8号事業

広報啓発事業

被害者支援意識の高揚とセンターの事業内容の周知を図るため、以下の広報・啓発活動を実施中である。

- 1 関東管区警察学校、警察署等への講師派遣 83回
- 2 他県被害者支援団体への講師派遣 4回
- 3 その他の講師派遣(検察庁、矯正研修所、自治体等) 45回
- 4 犯罪被害者等基本計画検討会出席 12回
- 5 センター視察・見学 15件
- 6 犯罪被害者支援キャンペーン開催(10月1日、2日)
- 7 東京都人権フォーラム参加(9月10日～13日)
- 8 センターニュースの発行(7.11.3月発行、各15,000部)
- 9 ポスター・リーフレットの作成、警察署等に対するポスター掲出依頼、及びリーフレット活用依頼
- ポスター (B1) 500部
- リーフレット (B3) 1万部
- (一般用) 20万部
- (直接的支援用) 2万部
- 10 自助グループ筆記集作成・配付 3万部
- 11 車内広告の掲出
- JR山手線 (9月中)
- JR常磐線、快速・各停車面 (9月中)
- 東京メトロ丸の内線 (9月中)
- 東京メトロ丸の内線 (9月中)
- 渋谷駅、東京駅、神田駅構内 (9月中)
- 12 都内区市町村に対する広報記事掲載依頼 (随時)
- 13 ホームページ改訂 (随時)

平成18年度事業計画書

1 被害者に対する電話相談及び面接相談事業 (第1号事業)

事業名	内容	実施時期	支援対象者・担当者・実施要領
電話相談の実施	専用電話(電子メール、手紙及びフロッピーディスクを含む。)により、「被害者及び遺族(以下「被害者」という。))からの相談を受け取り、各種情報の提供や精神的ケア等を行い、被害者の抱える問題や精神的苦悩等の軽減を図り、回復に寄与する。	金 月～ 9:30～ 17:30 (火、水) (～19:00)	ア 支援対象者 各種情報の提供や精神的ケア等が必要とする被害者 イ 担当者 犯罪被害相談員等(精神科医を含む。) ウ 実施要領 ○ 各種資料の整備と提供 ○ 各種情報の提供 ○ 精神的ケア等による支援 ○ 警察、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター及び弁護士会等被害者支援に係る関係機関、団体等の紹介 ○ 面接への引継ぎ ○ 都内以外の居住者に対しては居住地近接の被害者支援組織等の紹介等
面接相談の実施	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(以下「法」という。))第23条第4項に基づき警視總監、道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。))から情報の提供を受けた被害者又は電話相談等の結果、面接による支援を必要とする被害者に対し、面接相談を行い、等情を払い、被害者の精神的苦悩等の軽減を図り、回復に寄与する。	随 時	ア 支援対象者 面接相談による支援を必要とする被害者 イ 担当者 犯罪被害相談員等(精神科医を含む。) ウ 実施要領 ○ 各種資料の整備と提供 ○ 各種情報の提供 ○ 精神的ケア等による支援 ○ 警察、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、弁護士会及び病院等被害者支援に係る関係機関、団体等との連携 ○ 東京医科歯科大学難治疾患研究所内「心的外傷ケアユニット」との連携

2 被害者への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業 (第2号事業)

事業名	内容	実施時期	支援対象者・担当者・実施要領
危機介入の実施	被害者や警察本部長等の要請により、犯罪被害		ア 支援対象者 身体犯、交通死亡事故・交通重傷事

	<p>相談員等が、犯罪発生後の早い時期に被害者宅や病院等を訪問して被害者に接し、被害者の要望に基づくと、危機介入を行い、被害者が抱える問題や精神的苦悩等の軽減を図り、回復に寄与する。</p>	随時	<p>故及び理事長が必要と認める事件の被害者</p> <p>イ 担当者 犯罪被害相談員・犯罪被害者直接支援員及び被害者支援者</p> <p>ウ 実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種資料の整備と提供 ○ リーフレットの配布と説明 ○ 安全の確認と確保 ○ 面接相談 ○ 刑事手続の流れ等の情報提供等 ○ 警察署、検察庁及び病院等への付添い ○ 報道関係者への対応 ○ 弁護士や病院等の紹介 ○ 物品の供与、貸与
<p>法廷サービス</p>	<p>被告人が裁判所の証人尋問を受ける場合又は傍聴を行う場合で、不安や緊張等により添いを希望するときは、裁判所や警察ら、被害者の付添いを行う。</p>	随時	<p>ア 支援対象者 身体犯、交通死亡事故、交通重傷事故及び理事長が必要と認める事件の被害者</p> <p>イ 担当者 犯罪被害相談員・犯罪被害者直接支援員及び被害者支援者</p> <p>ウ 実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種資料の整備と提供 ○ 被害者の緊張、不安の解消 ○ 裁判手続や裁判所施設の情報提供 ○ 刑事訴訟法等の被害者保護規定の説明 ○ 証人尋問を受ける場合や傍聴を行う場合の付添い ○ 法律専門用語や控訴期間等の説明 ○ 退廷後の精神的ケア等

3 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業 (第3号事業)

事業名	内容	実施時期	支援対象者・担当者・実施要領
<p>裁定申請の補助</p>	<p>犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が、規定に基づき裁定の申請を行う場合、その補助を行う。</p>	随時	<p>ア 支援対象者 日本国内（日本国外における日本船舶及び日本航空機内を含む。）において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯等を除く）により</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 亡くなられた被害者の遺族 ○ 重傷病（加療1月以上かつ14日以上）の入院を受けた被害者 ○ 身体に障害（1級～14級）が残った被害者 <p>イ 担当者</p>